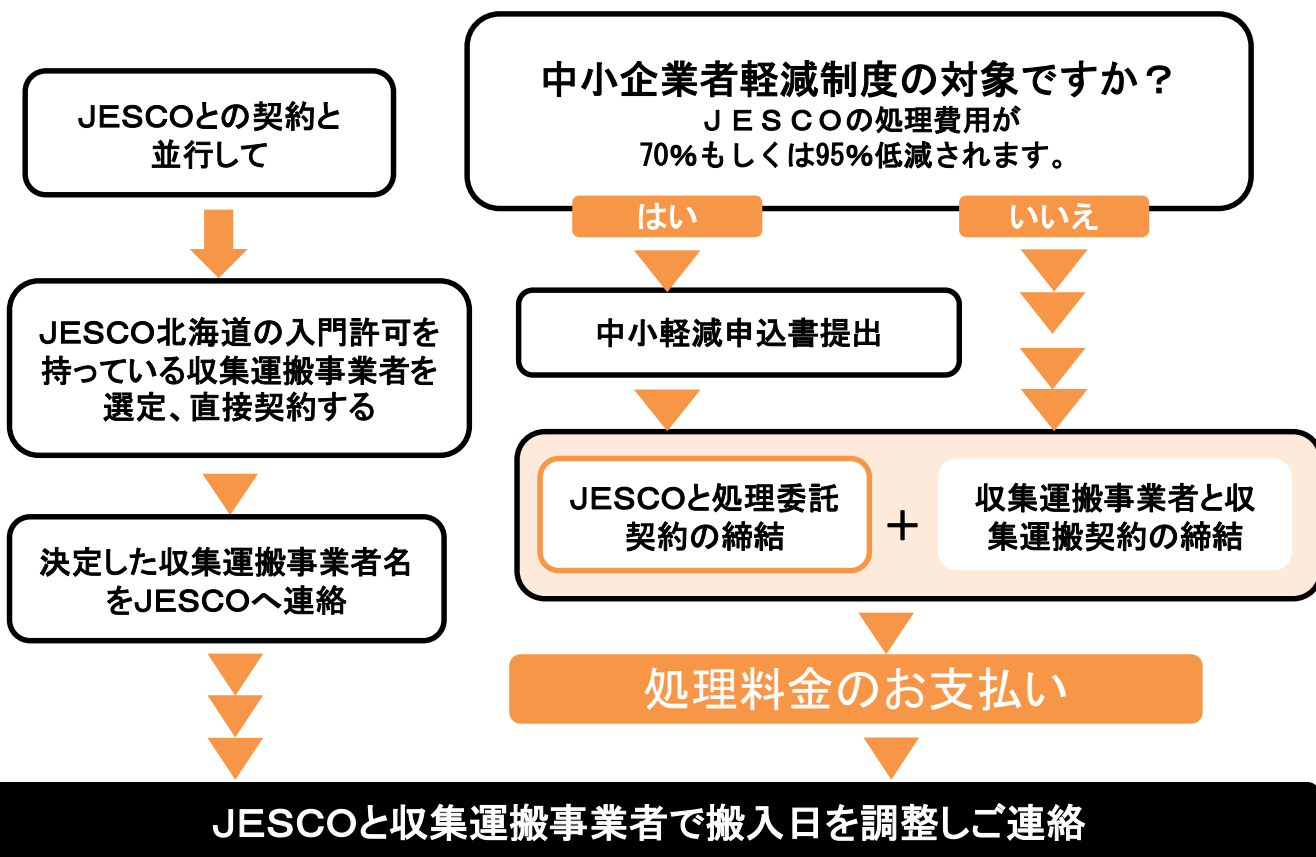


※高濃度PCB機器、JESCO登録のお願い (使用中であっても、登録できます)

- PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなくてはなりません。
※北海道事業エリアの処分期間 変圧器、コンデンサー ⇒ 2022年3月31日
安定器及び汚染物等 ⇒ 2023年3月31日
- 期限を過ぎて使用を継続もしくは保管を続けると行政処分や罰則等が掛かる事になります。
- 高濃度PCB機器を確実に処分するために、必ずJESCOへの登録をお願いします。 ※安定器等汚染物の「搬入荷姿登録」にもご協力願います

登録用紙はJESCOホームページからダウンロードできます。
<http://www.jesconet.co.jp/customer/download.html#p02>

登録いただいた後の処理までの流れ (参考)



問い合わせ先 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)
北海道PCB処理事業所 営業課
Tel: 03-5765-1197 Fax: 03-5765-1908